

様式第6号の3

泉佐総市第 号
令和 年 月 日

様

泉佐野市長

泉佐野市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者からの請求により、交付しましたので、泉佐野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第8条の規定により、通知します。

- 1 住民票の写し等の交付年月日
- 2 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- 3 交付申請者の種別 職務上請求

職務上請求とは

依頼者が戸籍法第10条の2第3項、住民基本台帳法第12条の3第1項各号
(一 自己の権利行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者)
に該当することを理由として特定事務受任者（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士、それぞれの法人を含む）が住民票の写し等を請求すること。